

ひいらぎ法律事務所 弁護士報酬基準規程（民事事件・要旨）

- 1 受任時に着手金を、事件終了時に報酬金をお支払いいただきます。
- 2 民事事件の着手金及び報酬金は、境界確定事件を除き、原則として経済的利益の額を基準として、次のとおり割合（％）をかけて算定します。

着手金 110,000円＋経済的利益の5.5％

事件の対象となる経済的利益の額を基準とします
各手続、各審級ごとのお支払いです

報酬金 経済的利益の11％

事件処理により確保された経済的利益の額を基準とします
引き続き上訴審を受任したときは最終審のみのお支払いです

- 3 民事事件の経済的利益の算定方法（抜粋）は次のとおりです。

①金銭債権	債権総額（利息及び遅延損害金を含みます）
②将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額
③継続的給付債権	債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
④賃料増減額請求事件	増減額分の7年分の額
⑤所有権	対象たる物の時価相当額
⑥建物についての所有権	建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
⑦登記手続請求	上記⑤、⑥に準ずる額
⑧詐害行為取消請求	取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
⑨共有物分割請求	対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額
⑩金銭債権民事執行事件	請求債権額。ただし、執行の目的物の時価が債権額に達しないときは執行対象物件の時価相当額

◆経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とします。

- 4 調停事件、示談交渉事件の着手金及び報酬金は、規定により算定された額の3分の2に減額することができます。（ただし、着手金は110,000円を最低額とします。）
- 5 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、それぞれ330,000円～とします。